

福岡レスキューサポート・バイクネットワーク「会計規則」

平成15年11月20日施行

平成23年 4月 9日改正

第1条(業務分担)

(1) 本会の会計管理業務は「マネージャー」が担当し、「監事」は監査を行う。

第2条(会計報告)

(1) 会計報告はマネージャーから全会員に対して、年度毎に年に1回実施する。

(2) 監事は会計報告の内容を詳細に監査し、報告書に検印を捺印する

(3) 監事は自己の判断により期の途中であっても監査を行うことが出来る。

第3条(運用)

(1) 本会計は、ボランティア保険費、一般通信費、被災地救援物資の調達費、事務用品費、活動費用等に充てるものとする。

(2) 隊員が本会の会計から支出を行う場合は、事前に、ミーティングもしくは総会、メールリスト(以下:ミーティング等)での承認を得ることを原則とする。

(3) 緊急時において事前承認が困難な場合は、マネージャーの許可を得た後、隊員個人で立て替えること。

(その場合領収書を貰うのを忘れないこと)

(4) マネージャーに連絡が取れない場合は、代表、副代表の順で代務を行う。

(5) 緊急時で立替を行った場合は ミーティング等で事後承認を得たのち、本会計から立替分を支払う。

(6) 本会計からの支出分の領収書は全てマネージャーが保管する。保管期限は3年とする。

(7) 本会計への入金に対しては領収書を発行するが、銀行振り込みでの入金に対しては領収書の発行を省略することが出来る。

(8) 本会計から隊員へ、もしくは隊員から本会計への銀行振り込みでの支払いを行う場合、振り込み手数料は隊員の負担とする。

<補足>

各隊員が お店で領収書を貰う際の注意点

- ・領収書の宛名は「福岡RB様」でもらう
- ・日付、但し書き(明細)のないものは無効
- ・マネージャーに提出する前に、わかるところに購入者の捺印、またはフルネームサインを入れる

福岡・レスキューサポート・バイクネットワーク指定口座

銀行名 :セブン銀行

支店名 :カトリア支店(店番号111)

口座番号 :(普)0049768

口座名義 :八坂英明(ヤサカ ヒデアキ)

以上